

3.3 わいせつ物と不健全図書

3.3.1 わいせつ物

まず、わいせつ物と不健全図書（有害図書）は異なります。前者は刑法 175 条による規制で、後者は各自治体の条例による規制です。前者は刑法なので、日本全国各地でも犯罪です。後者は条例なので、各自治体により異なります。

刑法 175 条にはこうあります。

1. わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。
2. 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

わいせつ物を誰かに渡したり、陳列したり、販売するために所持すると捕まります。そして、その対象者による制限はありません。つまり、大人に対して売っても捕まります。

普通の書店等で売っているエロ本、エロビデオは、わいせつ物ではありません。わいせつ物ならば捕まります。それらは「エロいけど、わいせつではない」本です。

では、わいせつ物とは何でしょうか？ 刑法にはわいせつ物が何であるかは定義されていませんが、判例では、

1. 徒に性欲を刺激・興奮させること
2. 普通人の正常な性的羞恥心を害すること
3. 善良な性的道義観念に反すること

と言われてます。

これではどこまでが違反で、どこまでが合法なのか分かりません。ぶっちゃけて言うならば、「警察がわいせつだと思ったらわいせつになる」と考えられます。

昔、ヘアヌードはわいせつ物として摘発対象でした。そこで、エロ本ではヘアが写らないように工夫していました。しかし、有る業者がヘアが写っている写真集を出しても、警察が捕まえませんでした。そしたら、次々とヘアヌード写真集が出版されましたが、警察は捕まえませんでした。

これがいわゆるヘアヌード解禁です。別に裁判があったわけでも、警察が文書で解禁だと宣言したわけでもありません。

逆に言うと、警察が再びヘアヌード写真で捕まえようと思ったら捕まえられます。そして、裁判所は検察が起訴した事件は99%有罪にします。再び捕まえだしたヘアヌード写真を、こないだまで普通に売っていたからといって無罪にはしないでしょう。

では、どんな物が捕まるかという、警察の気分次第というのが実情だと考えます。松文館事件はエロ漫画で逮捕・有罪になった事件ですが、それよりも消しが薄い本が他にもあったにも関わらず、逮捕されました。なお、この裁判では漫画は実写よりもわいせつ性が劣るとして減刑されました。

幾ら警察の気分次第なので、空気を読んで出版していく必要があります。各即売会では「この辺りだと警察もわいせつ物と見なさないだろう」と考えて、その即売会での頒布許可を出しています。

その基準は空気、世間の情勢によって変わりますが、執筆時点では、「カリとクリトリスは最低限隠す」と言った辺りが多いです。また、絵と写真では基準が異なる場合もあります。なにせ絵は架空の存在ですが、写真はリアリティがある「本物」ですから。

もし逮捕された場合、即売会・会場・印刷所も幫助罪で捕まります。だから、一部の印刷所は、無修整本を刷らなかつたり、修整を加えます。ちなみに、作者に無断で修整を加えた場合、著作権者人格権の、同一性保持権侵害になります。

小説は絵ではなく文字なので、その辺りは隠すも何も、そもそも描写がありません。しかし、挿絵などでは問題になるでしょう。注意してください。あまりないと思いますが、実写の写真を挿絵にする場合は、絵以上に注意する必要があります。

なお、小説であっても、『チャタレイ夫人の恋人』で有罪になった前例があるので、挿絵が無いからと言って、100%逮捕されないとは限りません。

そして、責任を明確化する上でも、奥付をちゃんと書く事が最近では奨励されてい

ます。奥付に書くのは、責任者の名前や連絡先、印刷所名等です。最近では印刷所も、奥付を付けるように言う場合があります。昔はエロ本を刷っている事を知られたくないと言って、奥付から印刷所名を消す所もあったらしいですが。

3.3.2 不健全図書

不健全図書（有害図書）についての規制は、各自治体によって異なります。一番効いてくるのが、即売会が最も開かれている東京都の青少年の健全な育成に関する条例です。

これは、不健全図書を青少年に見せたり売ってはいけないという条例です。勘違いしている人が多いですが、これは青少年が買ったり見たりしてはいけないという条例ではありません。別に青少年が自分でエロ本を見ても、逮捕とかはされません*2。青少年に売ったり見せたりしたら捕まります。

まず青少年の定義ですが、18歳未満の者です。学生かどうかは定義に入っていません。ですので、18歳になった高校生は青少年ではありません。R18の映画を見ようとして断られるのは、映画業界の自主規制です。そして、民法では、女子は16歳で結婚でき、成人扱いされて契約とかも出来ますが、都条例だと青少年となります。自治体によっては、結婚すれば青少年から外れる所もあります。

そして、エロい物、残虐な物、自殺・犯罪を誘発する物を自主規制しなければいけません。さらに、漫画やアニメで、犯罪となる性行為や近親相姦を賛美・誇張している物も自主規制しなければなりません。

自主規制を強制すると言うのは矛盾している気がしますが、そうなっています。

そして、著しくエロい物、甚だしく残虐な物、著しく自殺・犯罪を誘発する物、強姦などの著しい犯罪となる性行為を著しく賛美・誇張している物を、不健全図書として指定できます。

自治体によっては、有る一定以上の割合でエロいページがあると、委員会とか掛ける必要もなく、自動的に有害図書となります。これが包括規制です。

2010年に話題になった改正問題は、新聞報道などでは過激な物を規制する条例と言われていましたが、正確には過激な物を規制する条例だった物に、過激でなく

*2 補導くらいはされるかも知れません。

でも内容次第で規制する条例に生まれ変わらせる物でした。

だから、過激なエロ本をサンプルに改正を訴えていましたが、そのサンプルはとっくに規制対象なので、とんちんかんでした。

同人誌への影響ですが、実はほとんどありません。

まず罰則とかがあるのは、事業者に対してです。同人作家・売り子は事業者では無いので、対象外です。せいぜい見せてはいけない努力義務がある位です。ただし、同人誌委託書店は対象になります。

そして、大抵の同人サークルは、少しでもエロいシーンがあると、自主規制として青少年に頒布・閲覧をさしていません。さらに不健全図書認定されるには、委員会とかで審議される必要がありますが、それは発行・出版後かなり後になってからとなります。完売していたら、たとえ指定されても頒布する事は出来ないのです、影響はありません。

だからと言って、不健全図書指定されそうな位な本を青少年に頒布しまくっていると、自主規制が足りないと言って、本当に規制されるようになるでしょう。